

《開催概要》

■開催日時

令和5年12月21日（木） 午後5時から午後6時30分まで

■開催場所

さいたま市市民活動サポートセンター 北ラウンジ

■出席者名

委員

堀和光二郎、川名紀子、小島文一、山本大介、高橋司、佐々木弘、花島敏夫、大竹秀幸、朝霧紀美江、福島康仁、武井佳美、石田晶義、丸屋美智代、林勇

事務局

浅見有、橘一郎、平田知圭、三上悠生

■欠席者名

清宮輝雄、上田孝彦、島田正次、

■議題及び公開又は非公開の別

議題

- ・市民活動サポートセンターの団体登録について
- ・相談対応記録について

公開又は非公開の別

公開

■傍聴者の数

0名

■審議した内容

- ・市民活動サポートセンターの団体登録について
- ・相談対応記録について

■問合せ先

さいたま市 市民局 市民生活部 市民協働推進課 電話番号：813-6403

■次第

- 1 開会
- 2 議事
  - (1) 市民活動サポートセンターの団体登録について
  - (2) 相談対応記録について
- 3 報告
  - (1) 実施事業について
- 4 閉会

## 《会議録本文》

### 1 開会

座 長： それでは、定刻になりましたので、ただ今から、令和5年度第3回さいたま市市民活動サポートセンター運営協議会を開催したいと存じます。

まず初めに、事務局より、本日の出欠状況と傍聴希望者の報告をお願いいたします。

事務局： はい。本日の出欠状況ですが、清宮委員及び島田委員より、欠席の連絡を受けております。

また、現在傍聴希望者はお見えになっておりません。本日の会議では不開示情報にあたる個人情報等の取扱い等もありませんので、公開するという点でよろしいでしょうか。

座 長： 皆様よろしいでしょうか。現在傍聴の方はいらっしゃらないということですが、会議の途中で傍聴の希望があった場合には、問題がない限り、随時許可したいと思います。

続いて、事務局より会議資料の確認をお願いいたします。

事務局： はい。それでは、本日の会議資料の確認をさせていただきます。資料は事前に郵送させていただいておりますが、お持ちいただいておりますでしょうか。

では、確認させていただきます。

まず、「次第」。続きまして、資料1「市民活動サポートセンターの団体登録について」、資料2「相談対応記録」、資料3「実施事業について（事業報告）」、資料4「さいたま市市民活動サポートセンター利用状況」となっております。

また、当日配布資料として、「ニュースレター（第11号）」をお配りしております。ニュースレターは11月に発行したものです。

本日の資料は以上となります。過不足等がございましたら、手を挙げていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

### 2 議事

#### (1) 市民活動サポートセンターの団体登録について

座 長： 続いて、議事に入りたいと思います。次第に沿って進めてまいります。

次第の「2（1）市民活動サポートセンターの団体登録について」、事務局から説明をお願いいたします。

事務局： それでは次第の「2（1）市民活動サポートセンターの団体登録について」、説明させていただきます。資料1をご覧ください。

＜団体登録の概要＞の部分ですが、市民活動サポートセンターでは、「多目的展示コーナー、団体ロッカー・メールボックス及び貸出機材を利用しようとする者は、あらかじめ市民活動団体登録届を提出しなければならない」と定めています。

また、登録を受けた団体は、登録事項に変更があったときには変更届を、登録を取り消すときは取消届を提出するものとされています。

この部分について、例規ファイルを使ってもう少し詳しく説明させていただきたいと思っております。例規ファイルはお持ちでしょうか。お持ちでない方がいらっしゃいましたら、挙手をお願いします。よろしいでしょうか。

例規ファイルのインデックス2、「さいたま市市民活動サポートセンター条例」を御覧ください。

さい。条例の一番下に、ページが降ってあります。2ページ目の一番上の行を御覧ください。2ページ目の一番上の行に、「第5条 施設等のうち、多目的展示コーナー、団体ロッカー、メールボックス及び貸出機材（以下「貸出施設等」という。）を利用することができる者は、市民活動団体（推進条例第2条第3号に規定する市民活動団体をいう。）であって、市内で主たる活動を行うものとする。

2 貸出施設等を利用しようとする者は、あらかじめ利用の登録をしなければならない。」とあります。

登録については、インデックス3、「さいたま市市民活動サポートセンター条例施行規則」で定めています。インデックス3、「さいたま市市民活動サポートセンター条例施行規則」の1ページ目、第2条を御覧ください。

「条例第5条第2項に規定する利用の登録は、市民活動団体登録届（様式第1号）に当該市民活動団体の定款、規約、会則等（以下「定款等」という。）を添えて、市長に届け出ることにより行うものとする。」とあります。

登録を受けようとする市民活動団体は、市民活動団体登録届に、「団体名や代表者名、団体の連絡先、活動内容等」を記載し、会則等を添えて、市民活動サポートセンターの窓口へ提出します。なお、登録の際は団体の方に直接窓口にお越しいただき、活動内容等についてお話を聞きながら手続きを行っております。

次に、御覧いただいている「さいたま市市民活動サポートセンター条例施行規則」の第4条を御覧ください。

「登録団体は、登録簿に記載されている事項又は定款等の内容に変更があったときは、市民活動団体登録事項等変更届（様式第4号）により、遅滞なく市長に届け出るものとする。」とあります。

また、第5条を御覧ください。

「登録団体は、条例第5条第1項の規定に該当しなくなったとき又は登録を取り消すときは、市民活動団体登録取消届（様式第5号）により、遅滞なく市長に届け出るとともに、登録カードを返納するものとする。」とあります。

ページをおめくりいただき、2ページ目の一番上の部分ですが、

「市長は、前項の規定による届出があったときは、当該登録団体に係る事項を登録簿から削除するものとする。」とあります。

ここで、資料1の図を御覧ください。

団体登録の概要についてご説明しましたが、資料の図のように、市民活動サポートセンターには、印刷作業室やラウンジ等、団体登録を受けていなくても利用可能な機能もあります。そのため、窓口で一律に団体登録を勧めることはせず、利用を希望する内容等を聞き取り、団体登録する、しないの違いについて説明する等の対応をしています。

次に、資料1の下半分、＜現状＞の部分をお覧ください。

現在市民活動サポートセンターには約1,900団体の登録がありますが、その内、連絡不通となっている団体が1割程度存在し、毎年少しずつ増加しています。

連絡不通となる理由としては、代表者の死亡や団体の解散等により、変更届、取消届の提出をしていないこと等が考えられます。

団体登録に有効期限がなく、団体の自主的な届け出により登録、変更、取消を行うこととなっているため、団体が活動を停止した場合でも、取消届の提出がなければ、サポートセンターへの登録は残り続けることとなります。

現在のところ、郵便物が返戻になった団体に対しては、変更届が提出されるまで郵便物の送付を控える運用を行っておりますが、市民活動サポートセンターで登録団体の最新情報を把握できていないこととなり、登録団体を紹介する際に古い情報を提供してしまう等の影響が出る可能性があります。

<今後のあり方について>を御覧ください。

市民活動サポートセンターの団体登録について、今回議事とさせていただきます。

冒頭で申し上げましたとおり、規則では、変更届及び取消届の提出は団体の自主的な提出に委ねられており、管理者が団体登録の変更や取消を行うことはできないこととなっています。

現状を踏まえ、連絡不通となっている団体への対応のあり方、ひいてはこれからの市民活動サポートセンターの管理運営のあり方について、手続きのオンライン化を含め、制度における更新制等幅広くご意見を伺いたいと思います。

私からの説明は以上です。

座長：市民活動サポートセンターの団体登録について、事務局から説明がありました。市民活動サポートセンターに登録した団体において、連絡不通の団体の登録を、その団体の許可なく抹消できないことを例規で確認しましたが、連絡不通の団体が今後も増え続ける中でどのように対応すればよいのか皆様からご意見をいただければと思います。

花島：現在の条例を改正して、何らかの方法で連絡不通の団体の登録を取り消せるようにしなければならぬと思います。私の知っている団体も会長が亡くなってしまい、団体が登録している住所に人が住まなくなるということがありました。

団体に許可なく団体登録を取り消すと、後からクレームが来ることも考えられます。許可なく団体登録を取り消すには根拠がないといけません。そのため、条例を改正する必要があると思います。

大竹：年度終わり等に登録団体に対して団体登録の更新、継続の意思確認は行っていないのでしょうか。

事務局：現在、団体登録には更新がないため、団体から取り消しの連絡がない限りは継続して登録され続ける状況になっています。

参考になりますが、平成29年度に全登録団体に対して登録の意思確認を行ったところ、200団体ほどからは取り消し希望の連絡がありましたが、連絡不通の団体もありました。更新制にすると登録団体のお手間が増えてしまいますので、登録団体のお手間を増やさずによりよい対応ができないかと考え、今回議事としてご提案させていただいたところです。

大竹：今現在1895の内236ある連絡不通団体に対してどのようなアナウンスや措置を行うのかを定めた規定を作るのはどうでしょうか。

それから運用に関しては、毎年、登録団体に対して登録の継続の意思確認を行うのはどうでしょうか。作業に伴う費用や労力がかかるとは思いますが、存在しているかわからない団体に対して伺いを立て続けることは職員のストレスになると思います。

座長：継続の確認に対して返答がなければ登録団体として市民活動サポートセンターを利用ができ

なくなるということでしょうか。

大 竹： 連絡不通の団体に対してどこまで踏み込んだ対応をするのか、継続の意思確認を行う頻度をどうするのかについては、費用対効果や労力等を加味して検討する必要があると思います。

資料1にある令和3、4、5年度の登録団体の状況のデータを見ても連絡不通の団体が微増していますので、このことから歯止めをかけることが必要だと思います。

朝 霧： 岩槻では、55ある登録団体の活動状況を確認できれば、まち全体の活発な活動につながるのではないかと、登録団体に対して事業報告を提出していただくよう依頼をしています。連絡不通の登録団体を登録したままにしておくと、登録団体の活動状況を把握するうえで大変だと思います。

川 名： 北区の市民活動ネットワークでは年に1回、交流会というイベントのお知らせと同時に、登録の変更及び退会の確認を行っています。

朝 霧： 岩槻の場合は、交流会のお知らせを全団体に出しても毎回同じ顔ぶれのみが参加している状況が続いたことから、登録団体の半数以上が現在活動していないのではないかと考え、事業報告及び決算報告を提出していただくことになっていました。

座 長： その確認はどれくらいの頻度で行っているのでしょうか。

朝 霧： 1年に1度ですが、確認は始まったばかりです。活動はしていないが、登録はしたいという団体がいた場合は、別の括りを設けてその団体と相談しながら活動を応援していこうとしているようです。

佐々木： 連絡不通の団体をそのままにしておくとか何か支障はあるのでしょうか。

事務局： 例えば「環境問題に関する団体はありますか」というような、団体に関する問い合わせがあった際に登録団体が存続しているかどうかわからなければ、誤った情報を伝えてしまうリスクが考えられます。また、年に1回、団体ロッカー等の通知を出すということも前回皆様からご意見をいただき、経費の削減や事務の効率化を図っておりますが、1800団体に郵送しなければならない手間もあります。

佐々木： 連絡が取れない団体はどうしようもないと思います。3年なら3年の経過措置を見て通知をし、団体から申し出がない場合は、団体登録を取り消す必要があると思います。市民活動サポートセンターを利用しておらず、存続しているかわからない場合はそのままにしておいても仕方ないと思います。

条例施行規則を変更する場合は、誰がどのように行うのでしょうか。

事務局： 事務局としては、今すぐに条例、施行規則を変えようとは考えておりませんが、現在の状態はよくないと考えておりますので、どのような方法がよいのかということも含めて私どもの方で案を考えさせていただきたいと考えております。

条例改正となると議会で承認をいただく必要もありますので、規則の範囲内でどのようなルールにするかを考える必要がありますが、皆様から様々なご意見をいただいたように、毎年確認するのか、2年ごとに確認するのか、2年間使っていなければ自動的に取り消すのか等、方法は様々あると思います。

現在は、多目的展示コーナー、団体ロッカー、メールボックス、貸出機材を使いたい場合に団体登録をしていただいておりますが、団体ロッカーは200ほどしかありません。多目的展示コーナー等含めましても、実際に使っているのは重複団体も含めて250程であると

考えられますので、その他の団体は、登録をしたものの現在は使っていない可能性が高いと考えられます。何かがあったときに使うかもしれないということで1度ご登録いただいたのかもしれませんが、実際には使われていないという団体もいらっしゃると思いますので、その整理ができればよいと考えております。

小 島： 連絡不通の団体が令和4年度は221、令和5年度が236団体存在する中で、重複している団体は確認しているのでしょうか。令和4年度から令和5年度にかけて15団体増えていますけれども、221団体については令和4年度も5年度も不通になっているということでしょうか。

事務局： 1度郵送物等が届かなかった場合は、データ上フラグをつけさせていただき、次回からは郵送等をしない対応をさせていただいています。ただし、その団体から変更届等の届出が来たときにはフラグを外して再度その住所に郵送等を行うという形をとらせていただいております。届出がなく、前年不通であった団体に対しては発送をしていない状況です。

大 竹： 新しく236団体増えたということではないということですかね。

事務局： 積み上げのような形です。

小 島： 今後郵便料金が63円から85円になることや、職員の負担を考えると1定のルールを作っていただくことが必要だと思います。そのため、2年連続で不通であればその団体の登録を抹消するという仕組みでもいいと思います。報告した後で登録を抹消するというような形が必要でしょうけど、業務の負担軽減も考えていただいた方がいいと思います。新しい人がちゃんと利用できる形をとっていくことが重要だと思います。

大 竹： 利用をしているか、していないかによって登録を取り消すか判断することと、情報が正しいのかという確認をすることが必要だと思います。市民の方から「カメラが好きなのですが、そのような団体はありませんか」というような相談があったときに、ご紹介できるのが新しい情報なのか。そこに対して2年も3年も連絡取れてないところをご紹介するわけにはいかないと思います。そこを1年なり2年ごとに確認し、最新の情報にする。例えば団体は活動しているけれども代表の方がお亡くなりになられて、社員の方が登録していることをご存じないかもしれない。

小 島： そうですね。代表が変わったときに登録を変更しなくちゃいけないということを漏らしてしまふということはあると思います。ですから、団体云々というときは登録者の住所だけではなく、メールアドレス等も確認しておいてダブルチェックすることが必要だと思います。

堀 和： 僕は取り消しまでしなくてもいいと思います。休眠している団体が存在していても支障はないと思います。預金通帳は10年使わないと休眠になりますが、使いたくなったときは復活できる。そのような形でフラグの付け方を考えて、何段階かに分けて、連絡が全くつかない団体は休眠にすればあまり支障はないと思います。条例まで変えて何かする必要はないと思います。

山 本： さいたま市市民活動サポートセンター条例の第8条、第5項に「センターの管理上支障があるとき又は市長が必要でないとするときは利用を許可しない。」とあります。許可しないということは、第5条においては団体の登録ができなくなる。と解釈できます。

事務局： 申し訳ありません。5条は先ほど申し上げた、団体ロッカー等を利用する際に登録が必要であることを定めている条文ですが、8条は市民活動サポートセンターを利用する上で、秩序を乱すような場合は利用できないことを定めている条文になりますので、団体登録とは別の条文になります。

座 長： 第8条は利用の制限だけですね。

山 本： 第8条の解釈を拡大してはどうでしょうか。

例えば3年間全く反応がなければ自動的に登録を取り消すというような仕組みがあればよいと思います。どのように強制執行するかという点では空き家対策と同じです。

佐々木： 強制的に執行するとなると、条例の改正が必要になるのではないのでしょうか。

座 長： そうですね。ただ、今の山本委員の話でいくと条例の改正でも弱いような気がします。

佐々木： 堀和さんが言われたように、とりあえずは休眠口座のようなものに移行しておき、不通の236団体については台帳を作って、移行してありますよという告知さえしておけば問題ないと思います。

武 井： NPOの全数調査をしたときも大方返信がないのですが、理由を聞きますと、代表者等が変わってしまったということもありますが、コロナウイルスの影響という理由もまだまだあり、ご事情は団体さんによって様々あると思います。そのため、最初から処分をするということではなく、皆さんがおっしゃっていたように告知といたしますか、掲出させていただくのが重要だと思います。

また、最近では電磁的な掲出方法としてホームページに上げる方法がありますが、今はホームページを閲覧できないことが情報を得ることができない理由にはならないため、ホームページに情報を上げることが市民活動サポートセンターを守ることにもなります。そういった情報を外向きに発信すると、間接的にその団体の誰かに通ずる可能性もあるので、しばらくはそのようにしていくのがよいと思います。

小 島： 連絡不通と書いてありますけれども、何のために毎年全登録団体に向けて通知を出しているのでしょうか。

事務局： ロッカー利用の手続の開始については、毎年全登録団体に向けてご案内させていただいております。

小 島： そういう意味ではロッカーの利用団体だけを登録制にすればいいような気がします。あとは登録番号をもらっていれば印刷機等が使えるわけですから、わざわざ1800団体に対して連絡するのではなくて、登録希望の団体だけ登録していけばよいと思います。

堀 和： 236団体は出したけど戻ってきってしまった団体ですよね。戻ってしてしまうのは仕方ないからその団体は通知をする団体から外しているわけです。

小 島： それは無視すればいいと思います。例えばホームページも今はスマホ等で皆さん見られるようになっているわけですから、スマホを使って募集をかけて、登録希望のあった団体の中から抽選する等、そのような手続方法の変更が必要だと思います。いちいち1800枚もはがきを出すというのはアナログな方法だと思います。登録そのものは必要でしょうけれども、ロッカーを使うか使わないかについてはそういう方法もあると思います。

堀 和： だから、200ほどの団体には出しても返事がないから、出さず、1800から236を引いた1500団体に出しているわけです。そして、それを受け取った人が登録していることに気づくことがあるため、出す意味はあると思います。しかし、236団体にはもう出していないからいい。フラグをつけて、どこか別のところへ置いておけば支障はないと思います。

小 島： そののはがきを出す意味がロッカーやメールボックスを使うか使わないかという確認のために出しているのであれば、それは無駄じゃないのかということです。1800もの団体の中にはロッ

カーやメールボックスを全く使わない団体があるわけです。私たちの団体なんかは機材を借りることはあるかもしれないけれども、見沼からここまで来るのは大変ですからロッカーやメールボックスを利用することはないと思います。ロッカーやメールボックスを使われる団体は限られていると思います。

佐々木： 音信不通の236団体をどうするのかという話はまた別の話だと思います。だから塀和さんが言ったように、第2ポストのようなどころに入れておけばいいと思います。

事務局： すみません。私どものご提案の仕方が悪かったかもしれません。私たちも連絡不通の団体を必ず切りたい、何とか減らしたいということではなく、今佐々木委員からもお話があったように、連絡不通の団体を別の場所に移す運用にすることであればそれも1つの案だと思います。

昔はさいたま市の目標としてこの登録団体数をさいたま市の市民活動の指標にしていた時代もありましたが、今は登録の必要な団体だけ登録しましょうという形に変わってきている部分もありますので、不通の団体を除いて実際連絡が取れている団体はこれだけ存在していて、連絡が届いていない団体はこれだけ存在しているというような運用にすることであればそれも1つの案だと思います。

花 島： 連絡不通の団体の登録を取り消したいのかと思っていました。そういうことでしたら取り消さずに置いておけばよいと思います。

山 本： 実際に、令和4年度の221団体や、今年度の236団体からリアクションがあったケースはあるのでしょうか。

事務局： 令和4年度、5年度については確認していませんが、過去にはロッカーの案内がこない旨の問い合わせがあったときに、昨年度にご案内を送って届いていないため、今年は送るのを控えたことを説明して初めて代表者、担当者が変わっていることに気づき、変更届を出していただいたという経緯は過去にありました。

山 本： 直近2年間ではそういうケースはなかったということでしょうか。

事務局： あったそうです。

朝 霧： 登録団体がたくさんありますということで終わらせるのではなく、活発な団体はこれだけあり、お休みしている団体はこれだけありますということ把握すべきだと思います。また、登録した後は登録団体にお任せしたままというのも違うのではないかと思います。行政は登録団体の活動状況も大方は把握すべきだと思います。

山 本： 提案なのですが、登録の申し込みをする段階で責任者と副責任者等、3人ぐらいに登録していただいて、こちらから連絡するのは責任者だけにするといいと思います。また、返答がなければ自動的に登録が取り消されますよということを申込書に書ければよいと思います。

座 長： 条例があるので、申込書に記載するにはやはり根拠が必要だと思います。

佐々木： 先ほど、団体の入会や活動を行政が審査するよという話が出ていましたが、市民活動サポートセンターの登録団体は行政が審査する団体ではないので、それは行わない方がよいと思います。市民が市民活動を推進するためにやっていて、その中で活動する団体の温度差や、レベルの差、規模の差等は様々あると思いますが、最初から網をかぶせてしまうのは市民活動サポートセンターの運用の理念ではないと思います。いわゆる、お金をもらっている団体、自治会もそうですが、そういう団体に関しては審査をしますが、市民活動サポートセンターに登録

している団体はあくまでも自由な団体として活動をしているので、事前に審査することは理念にそぐわないと思います。

大 竹： 結論ではないですが、取りまとめると連絡が不通の団体は休眠という形で置いておいて、連絡が取れている団体で運用するというのでしょうか。

代表者ではない方から「今年は連絡が来ません。」というような問い合わせがあったときは、登録している連絡先が不通である旨お伝えする。それで様子見をして、そのような事例が多いのであれば氏名の登録を1回だけアナウンスするという方法がよいと思います。団体の活動だけではなく、さいたま市の外からさいたま市へ引っ越してこられた方が、さいたま市の市民活動団体がどのような活動をしているのか、自分の趣味に合う活動があるのかを探しにきたときに連絡不通の団体は案内せず、連絡を取れる団体だけをご案内をするというように団体の線引きをすることが重要だと思います。

事務局： 本日は皆様に例規ファイルを見ていただいておりますが、団体登録の際には、例規ファイルのインデックス3番、施行規則8ページにある市民活動団体登録届を出していただいております。団体名、代表者を書く欄があり、担当者が2人いる場合は別紙で報告して、届出を出していただいております。後はどのような活動を行っているのかを書いていただいております。活動分野というのはNPO法の分野になりますけれども、どのような分野の活動をしているのか書いていただいております。また、主に市内で活動している団体を登録しますので、市内のどこで活動しているのかということをお聞きして届出を出していただいております。参考までに説明させていただきました。

小 島： 登録できるのはさいたま市民に限るのでしょうか。

事務局： 主にさいたま市で活動している団体ということになっておりますので、例えばさいたま市でも活動して戸田市に行ったり、川越に行ったりしている団体も当然登録できますし、市民でなくても大丈夫です。

小 島： 聞いた話ですが、行田の方の団体の人がプロジェクターをここで借りたという話を聞いたことがあります。そのような人が登録して1回きりで連絡が途切れるということもあり得るということですね。

事務局： はい。ですから代表者の方は全国各地にいらっしゃると思います。代表者の方はさいたま市から遠い識者の方になってもらい、実際に活動しているメンバーはさいたま市民というような団体もいらっしゃいます。ですから市民活動サポートセンターに提出される代表者、担当者の住所は必ずしもさいたま市の住所ではないです。

小 島： 活動の領域がさいたまにあればよいということですね。

事務局： はい。おっしゃる通りです。

小 島： さいたま市の登録団体というふうにおっしゃっているけれども、それ以外の団体も入り込んでいるということですね。

堀 和： 入っていていいと思います。

座 長： NPO団体等の場合は地縁団体ではないので、行政領域と重複するとは限らないということです。

皆様のご意見の流れから言うと、条例改正まではせず、運用でまずは対応することが適切だろうというのが今の段階での結論だと思います。不通団体の中には、現在の登録を取り消す、

或いは代表者を変更する手続きをそもそも知らない団体があり、それが原因で問題が生じる場合があるため、とりあえず休眠にするという運用で対応するということかと思えます。

ただし、先ほど武井委員からも出たように、周知の仕方を今後ホームページに徹底をしていくことは非常に重要です。ホームページで周知をすると少なくとも行政は運用上行っているけれども、手続きをちゃんと踏んでいるということが担保できますので、そこはぜひ取り組んでいただきたいと思います。

どれくらいの休眠期間で次の処置をとるのかということについてはしばらく様子を見た上で進めていくということです。やはりここでも団体数を絞るというより、適切な運営がされているということが重要ですので、先ほどもありましたように連絡不通団体については、行政サイドからは問い合わせがあっても紹介をしないという運用にしないと行政が持っている最大の資源である信用が失墜してしまいますので、そこは運用で紹介をしない形でのよろしいかと思えます。ですから、連絡不通団体については休眠団体扱いになろうかと思えますが、そのような方向でよろしいでしょうか。では、次の議事に進みます。

## (2) 相談対応記録について

座長： 続きまして、次第の「2(2) 相談対応記録について」事務局より、説明をお願いいたします。

事務局： それでは次第2の議事(2) 相談対応記録について、説明させていただきます。資料2を御覧ください。

今回の資料は、令和5年9月から11月までの相談対応記録を記載しています。資料の左端に月ごとの通し番号が振ってあります。本日は、「何ページの何番を御覧ください」という形で説明させていただきますので、よろしくお願ひします。

まずは、9月の相談対応記録です。資料2ページ目の4番を御覧ください。「なぜ、この階にはゴミ箱がないのか説明してほしい」という御意見がありました。

市民活動サポートセンターを利用する際に出たゴミは、全て持ち帰りをお願いしております。まず、自分にできることから始める市民活動として、来館者一人一人が自分のゴミを持ち帰ることで、ゴミ処理業務が軽減すること、利用者みんなで公共施設の環境美化整備に協力することで利用する市民も施設運営の担い手であることを説明しました。

5ページ目の14番を御覧ください。「受付窓口はムシムシしていて暑いですが、空調でどうにかならないのですか」と御意見がありました。

9月15日にいただいた御意見ですが、今年は例年になく猛暑だったということもあり、職員の心配をして言っていたということですので。空調は一括管理となっていて設定変更ができないこと、利用者の皆様にも御迷惑をおかけしていること等をお伝えしました。

ここからは、10月の相談対応記録です。9ページ目の7番を御覧ください。「第15集会室の利用者が歩きスマホをしていて危ないので注意すべきだ」と御意見をいただきました。

第15集会室というのは、このフロアの向こう側の一番奥にあります、浦和コミュニティセンターの会議室のことです。浦和コミュニティセンターは1つ上の10階の他に、このフロアにも会議室を1つ設置しているのですが、市民活動サポートセンター同じフロアのため、第15集会室は市民活動サポートセンターだと思われ、御意見をいただいたようです。

状況を確認したところ、歩きスマホをしていることで特段何か危険が発生している状況ではなかったため、第15集会室を管理している浦和コミュニティセンターと情報を共有し、危険な行為を見かけた際にはお声がけするようにしますとお伝えしました。

次に、11ページの13番を御覧ください。「前回ラウンジを利用した際、隣のテーブルが酷くうるさかった。利用案内に、周りに配慮した音量での会話を心掛けるような一文を追記してほしい」という御意見がありました。

お困りの際は、スタッフが当該団体にお声がけすることや、場所の移動の御相談も承ることをお伝えしました。

次に、12ページの16番を御覧ください。「印刷オウエンジャーに印刷作業や印刷するデータの作成について教えてもらうことはできますか。利用にあたり予約は必要ですか」という問合せがありました。

今年から、市民活動団体の有志の方に「印刷オウエンジャー」として、週に1回程度、印刷作業室のボランティアをお願いしております。印刷作業の補助や、デザインのPC操作補助等について、アドバイスやお手伝いができること、利用にあたり予約は不要であること、印刷作業室の相談だけでなく、団体との交流や相談にも対応しているのでお気軽にお声がけいただきたいこと等をお伝えしました。

なお、印刷オウエンジャーの活動日については、印刷作業室前のポスターに記載していたのですが、この問合せを受けて、ホームページ「さポット」にも印刷オウエンジャーの活動日を掲載することとしました。

ここからは11月の相談対応記録です。資料14ページの1番を御覧ください。自然保護活動を行う団体から、「団体名義の銀行口座を作ろうとしたところ、口座開設はできないと言われてしまったが、理由を教えてもらえない」という相談がありました。

口座の開設手続きについては、金融犯罪や不正利用を防ぐために、開設手続きが厳しくなっているということです。

9月26日に相談があつてから、サポートセンター職員が複数の銀行に手続きについて確認し、口座開設にあたって必要な書類や確認する内容等についてお伺いし、調べた結果をお伝えしました。

次に、21ページの20番を御覧ください。団体の方から、「最近では会員数が増えて小さなテーブルでは座りきれなくなってしまったため、大きいテーブルを予約したいのですが、どのようにすればよいですか」という問合せがありました。

以前、サポートセンターフェスティバルに参加したり、多目的展示コーナーを利用したりしたことがある団体の方で、「このイベントがきっかけで会員が増えました」とお話しいただいたことがあったので、一緒に喜びました。その後、予約の方法や予約できるテーブルの座席数等について説明しました。

次に、資料はございませんが、11月27日に利用者懇談会を開催したところ、参加者がおりませんでしたので報告します。

委員の皆様には、今説明した内容以外にも、相談や問い合わせ等への対応の仕方について、疑問点や改善点等がございましたら、御意見をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

私からの説明は以上です。

座長：事務局から説明があった内容について、皆さんから御意見はありますか。

佐々木：利用者懇談会の重要性については皆様お分かりかと思いますが、実際に行ったら利用者が誰もいないという状況があります。この状況をもう少し何とかできないかなと思います。運営協議会の傍聴者も、形式上は提示していてもあまり来たことがない。サポートセンターを利用している頻度の高い人たちからサポートセンターを運営する上でのヒントを運営協議会へ持ち上げていただいて、それを事業として取り入れようというところまでいかない。そこがいつも残念に思います。

堀和：昔から利用者懇談会を行ってもあまり人が来ないですね。

事務局：利用者懇談会につきましては、管理運営要綱で年4回程度行うことになっています。この運営協議会でも利用者からの意見に対して話をするという形になっていますが、佐々木委員が言われた通り、現在、利用者の方の出席があまりない状況です。ご案内はしていますが、広く市民に周知して利用されていない方にお越しいただいても目的とはずれてしまうということで、サポートセンターホームページのスポットへの掲載や、館内周知はさせていただいていますが、なかなか人が集まらない状況がここ何年という形で続いております。

昨年度になりますが、利用者の意見を聞くことに関して、利用者がどういうことを感じているのかということで、直接利用者に聞き取りをさせていただきました。

その時は展示場を使っている団体や、印刷室を使っている団体にお話を聞かせていただいたのですが、ここがいい、こうなればいいというような様々なご意見をいただきました。

ですから、すぐに変更するわけにもいきませんが、利用者懇談会のやり方も見直していかなくてはならないのではないかと考えております。

佐々木：利用者の皆様も困ったことが色々あると思いますし、利用者懇談会は相談会のような形式でするので、利用者懇談会で相談に乗りますよということをアナウンスすることで変わってくるのではないかと思います。

座長：アナウンスの方法を少し工夫していただいたほうがよいかもしれないですね。

堀和：そういう意味では、以前アンケートをやられたことはとてもよかったと思います。それに対して、アンケート用紙が全く変わっていない。あれをもうちょっと考えていただいて、何か意見をもらえるようなアンケートの考えてもらえたらいいかなと思います。

事務局：いわゆる利用者アンケートでしょうか。

堀和：はい。それが懇談会に繋がっていくかもしれない。

山本：相談対応がしっかりしているからかもしれないですね。私が昨日お会いした人権委員をやられている女性の方がここをよく使っているということで、利用する上で不満があるかについて聞いたのですが、全くないとおっしゃっていました。

座長：他はいかがでしょうか。では、次に進みます。

## 7 報告

### (1) 実施事業について

座長：では、続いて報告に移りたいと思います。次第の「3 (1) 実施事業について」、事務局より報告をお願いいたします。

事務局： それでは次第の「3（1）実施事業について」説明させていただきます。資料3を御覧ください。

「コミセン・サポセン・プラザ施設」利用団体交流&展示会について説明します。

この事業は、市内のコミュニティ施設と、市民活動サポートセンターで活動する団体とが、互いに交流を行うとともに、展示やワークショップ等により、市民に対し日頃の活動発表やPRを行うことを目的に実施しました。

事業は2日にかけて行い、初日は参加団体同士の交流会の後、会場の設営を行い、2日目には展示会を開催し、終了後、再度参加団体が集まって振り返りの会と会場の片付けを行いました。

15団体に参加していただき、展示会当日は962名の方にお越しいただきました。参加団体から、「参加団体同士で交流を行い、新たな会員が増えた」という声をいただくとともに、優先スペースを利用中の学生に声掛けし、展示を見てもらう等、市民活動に触れ合うきっかけ作りにも繋がりました。

一方で、「来場者が少なかったのもっと告知をしてほしい」という意見が多数寄せられたことから、イベントの認知度を向上させ、来場者数が増えるような取り組みを行う等、より多くの方に参加していただけるようにしてまいりたいと考えています。

次に、4ページを御覧ください。「市民活動とSDGs講座」について説明します。

この講座は、2030年を目標に、世界中で取り組んでいるSDGs（持続可能な開発目標）について理解を深めるとともに、市民活動とSDGsとのつながりについて学ぶものです。SDGsを生活や市民活動にどのように取り入れていくか、「誰一人取り残さない」という目標をどう推進していくかを、ワークショップやSDGsに関する市民活動を行っている団体の事例紹介等を行いながら学びました。

幅広い年代の方に御参加いただき、参加した方全員から、講座の内容が「大変よい」「よい」と回答をいただきました。

次に、6ページを御覧ください。「市民活動応援塾～市民活動向け会計の基礎&資金調達初めの一步～」について説明します。この講座は、資金調達について学ぶことで、市民活動団体の持続可能で安定した運営の一助となることを目的として企画したものです。

講座では、会計と資金調達の基礎を学びながら、市民活動の基本は「できることをできる範囲で」、活動が自分たちにプラスになっているという実感や、無理なく続けられる活動量を大切にして予算を作成し、しっかり考えて計画することを学びました。

2名の講師をお迎えし、会計や資金調達について実践的な内容を、例題を用いながら説明していただきました。本講座は終了しましたが、会計は重要な問題ですので、毎月開催している税理士等による会計相談をメインに、引き続き市民活動団体の資金面での相談もサポートしていきたいと考えています。

次に、9ページを御覧ください。「学生向け市民活動入門講座 中高生と語るSDGsプロジェクト」について説明します。

この講座は、SDGsに関する活動を行っている団体と中学生、高校生とが交流しSDGsについて考えることを通じて、まちづくりへの関心を高め、市民活動に触れることを目的に開催しました。

講座では、講師や学生による活動発表や講義を行った後、グループに分かれてプラスチックごみをなくすために自分達でできることを考えてもらい、発表を行いました。

アンケートでは、参加した方全員から、講座の内容が「大変よい」「よい」と回答をいただきました。

SDGsについて、講師をお願いした市民活動団体（SDGsさいたま応援団）や、活動発表を行った埼玉栄中学・高等学校総合探求部と協働して、サポートセンターでもできることを推進していきたいと考えています。

次に、11 ページを御覧ください。「コミセンまつり」マッチングについて説明します。

この事業は、市民活動団体に、日頃活動している地域外での発表の場を提供することで、多くの方に団体の存在や活動を周知するとともに、分野・地域を越えた交流や親睦を図ることを目的として実施するものです。

今年は、ふれあいプラザいわつきの「ふれあいプラザいわつきコミセンまつり」に、市民活動団体「特定非営利活動法人ハンドセラピー・彩（さい）」と「中国気功（法輪功）愛好者会」が参加し、ブースで活動紹介等を行いました。

参加団体からは、「他の参加団体の素晴らしい作品に触れることができた」、「来年もぜひ参加したい」という御意見をいただきました。また、アンケートでは、回答いただいた全員から、まつりの内容が「大変よい」「よい」と回答をいただきました。

指定管理者の強みでもある、施設の枠を超えたイベントへの参加は、市民活動のPRのために、有効な事業だと思われまますので、今後も他のコミュニティセンター等で、引き続き実施してまいります。

次に、13 ページを御覧ください。市民活動サポートセンターフェスティバルの準備状況について説明します。

まず参加団体の募集状況ですが、応募数としてはブースが 33 団体、ステージが 19 団体の 52 団体、このうちブースとステージ両方希望の団体が 7 団体おりますので、実質 45 団体からの申込となります。当初はブースを 28 団体、ステージは 14 団体の募集としておりましたが、定員を上回る応募があったため、レイアウト等を検討し、実行委員会での話し合いを経て、全応募団体に参加していただくこととしました。

次に、実行委員会の状況についてです。市民活動サポートセンターと参加団体とが協働してフェスティバルを作り上げていくため、実行委員会を組織しております。

12 月 8 日に第 1 回、また資料にはありませんが、明日 12 月 22 日に第 2 回目を実施しまして、ブース及びステージの運営やフェスティバルのチラシのデザイン等について、話し合いを行う予定です。

引き続き参加団体とともに準備を進め、フェスティバルを作り上げていきたいと考えております。

以上が、現時点でのフェスティバルの進捗状況となります。

委員の皆様方におかれましては、来年 3 月 2 日と 3 日にぜひフェスティバルに御来場いただければと思います。

次に、14 ページを御覧ください。市民活動サポートセンターの X（旧 Twitter）について説明します。

先月、市民活動サポートセンターの公式アカウントを作成しました。サポートセンターからのお知らせや、多目的展示コーナーの展示等について情報発信しています。ぜひ御覧ください。

最後に、事前の送付はしておりませんが、机上配付資料として市民活動サポートセンターニュースレターをお配りしております。

ニュースレターは3か月に1度のペースで発行しており、お配りした第11号は、11月に発行したものです。

ニュースレターは、市民活動サポートセンターの他、区役所、図書館、公民館、コミュニティセンター等に配置しております。次回の発行は2月頃の予定です。

私からの説明は以上です。

座長： ありがとうございます。どの事業も定員の8割程度集まっているという状況でございますが、皆様方から何かご意見がございましたらお出しいただきますようお願いいたします。

堀和： 市民活動サポートフェスティバルの実行委員をさせていただいているのですが、今年は去年に比べて飲食が可能になり、座って話すことができる場所もあります。それから、10階コミュニティセンターのイベントと同時開催となっており、1階の市民広場でマルシェも開催されるそうです。とても楽しいと思いますので、皆さんぜひ来てください。

山本： このフェスティバルに参加される33団体及び19団体がSDGsのどこの部分に携わっているのかということがわかるとよいと思います。

SDGsには17の項目がありますが、必ずどれかの項目に関わっているはずなので、自分たちの活動がSDGsを伴った活動であるということが、その活動をされている人達のモチベーションアップに繋がると思いますし、活動を見に来た人たちのSDGsに対する理解も深まるのではないかと思います。参考までに考えていただければありがたいです。

座長： 他はいかがでしょうか。ちなみに資料3、9ページの「中高生と語るSDGsプロジェクト」事業に参加した学生は受講修了書をもたらるのでしょうか。

林： 受講修了書の発行はしております。

座長： 学生がそのような活動に参加したということは、大学や高校の推薦入学の際に評価されますし、学生のモチベーションがさらに上がりますので、そのまま継続していただければよいと思います。では、次に進みたいと思います。

## 8 閉会

座長： 本日の議事は以上で終了となります。事務局から連絡事項等がありますか。

事務局： はい。事務連絡させていただきます。

まず、今回の会議録ですが、会議録案を作成後、メールまたは郵送にて送付させていただきますので、ご自身の発言部分の確認をよろしく願いいたします。また、次回の運営協議会は3月頃の開催を予定しております。改めて日程調整の連絡をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。以上です。

座長： それでは、以上をもちまして、令和5年度第3回さいたま市市民活動サポートセンター運営協議会を閉会いたします。委員の皆様、お疲れ様でした。